

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第3回） 議事概要

- 1 日 時 平成20年2月27日（水）10：00～11：45
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出席者

廣松座長、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）中川総務省政策統括官付調査官
安田総務省政策統括官付国際研修協力官

- 4 議事次第（1）民間開放の在り方について
（2）その他

5 議事概要

（1）民間開放の在り方について

事務局から、資料1～5に基づき、「民間開放」の概念や統計調査の民間委託・民間開放をめぐる主な動き等について説明が行われ、これまでの取組状況の確認などで若干の質疑が行われた。

また、廣松座長から、本WGにおいては、国が実施する統計調査業務について民間事業者を如何に活用していくかという観点が重要であることから、今後は「民間開放」ではなく「民間事業者の活用」と表現したい旨の発言があり、出席者からは特に異論はなかった。

上記の説明を踏まえ、資料1及び資料4に基づき、民間事業者の活用のメリット・デメリット等について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《民間事業者の活用の在り方》

- ・ 統計調査の民間開放は、理念のみが先行し、実態が伴っていない印象があるが、中核的な業務は国が担い、それ以外を民間事業者に委ねるといった基本的な考え方に立てば、「民間開放」よりも「民間事業者の活用」という表現が適切。
- ・ 民間事業者側から見た場合、市場規模がどのくらいあるのかが明確になっていないと参入しにくい面があるが、一般的には事業開始から3年ぐらいで利益を確保するという考え方があり、民間事業者の参入を促すために、実際問題として今後どのように進めていくかが課題。
- ・ 民間事業者が得意とするモニター調査などでの活用を検討すべき。
- ・ モニタリング等全体の業務を統括するプロジェクトマネジメント業務をコンサルタント会社、シンクタンク等の民間事業者に委託することもあり得るのではないかと。

- ・ 民間事業者を育成するためには、安定的に発注できる業務量が必要であるが、統計調査の場合、3年や5年などの周期調査も多く業務量の増減が著しいこと等から、単一の省の統計調査に係る仕事だけでは難しく、複数の省の統計調査に係る仕事が常時存在している状況が必要。
- ・ 民間事業者の活用に当たっては、官側において必ずしも整合的に環境整備が行われているわけではないことから、整合的でない部分や制約になっている部分についてどのように考えるか等に関する検討も必要。

《民間事業者の活用のための業務の明確化》

- ・ 民間事業者の活用に当たっては、ステークホルダー（利害関係者）が国、地方公共団体、統計調査員、民間事業者、調査対象者等それぞれ存在することから、統計調査における企画から公表までの各業務に分解したマトリックスの中で民間事業者を活用することのメリット・デメリットを考えることが必要。また、民間事業者の活用とITの進展などを踏まえた調査手法の合理化は一体として考えるべき。
- ・ 統計の作成過程においては、訪問回数を減らすなどの効率化の余地もあると考えられるが、今の統計の精度は、個々の統計調査員が調査対象者のライフスタイルに応じて夜間等に自宅に訪問するなど愚直に仕事をしている結果であることにも留意する必要がある一方で、民間事業者の新しい発想を取り入れることも必要。
- ・ 一回限りの統計調査と月次、年次等の周期によって実施される統計調査は区分して議論することが必要。
- ・ 統計調査の業務フローは、郵送調査と調査員調査に区分した上で議論することが必要。
- ・ 統計調査の実施に係る各種業務のうち国が直接行うべきコアの業務が何かについて議論することが必要。
- ・ 民間事業者の活用のメリット、デメリットについては、資料4にあるとおり。

《法定受託事務における民間事業者の活用の在り方》

- ・ これまでの都道府県経由の統計調査における民間事業者の活用に係る取組においては、国が条件整備を行った上で、各都道府県又は市町村単位など現行の枠組みの中で進められており、法定受託事務の関係で地方自治体の裁量の余地が少なく、民間事業者の活用等規模的なメリットまで検討されていない。地域特性を踏まえ、地方自治体の裁量で民間事業者を活用することができるメリットについて検討する必要がある。
- ・ 現行の統計調査員は、報酬だけでなく、調査員としてのプライドをもって仕事をしている方が多く、制度そのものとしてはある程度うまく機能している一方で、長期的な視点から、今後、高齢化の進展等により統計調査員の確保が困難になる状況を想定して、統計調査員の育成を図りつつ段階的に民間事業者を活用することが必要。

《その他》

- ・ 行政記録情報の活用によって統計調査に要する手間やコストが大幅に軽減され、民間事業者が参入しやすくなるなど民間事業者の活用と行政記録情報の活用のコラボレーションを検討することも一つのアイデアではないか。

廣松座長から、次回の民間事業者の活用の在り方の検討においては、総務省（統計局）及び経済産業省からの実例等のヒアリングを行うとともに、官民競争入札等監理委員会公共サービス改革小委員会統計調査分科会の座長を招いて公共サービス改革法に基づく取組状況等について意見交換を行いたい旨の紹介があった。

（２）その他

次回の第４ワーキンググループ会合は３月６日（木）の１３：００から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>